

平成27年度 事業計画

《目 標》

～ 住民の誰もが安全で安心して
暮らせるあたたかい福祉のまちづくり ～

《基本方針》

我が国の社会情勢は、少子・高齢化の進行や就労形態などの変化、障がい者の自立と社会参加の進展に伴って、人々が有する福祉課題、ニーズも多様なものとなってきており、社会福祉に対する意識も大きく様変わりしています。また、地域においては、経済的困窮や社会的孤立、虐待、DVなど、現状の社会福祉制度では十分に対応しきれない生活課題・福祉課題が生じてきています。これらに対応するため在宅医療や介護を支えるための「地域包括ケア」の推進や「生活困窮者自立支援法」が制定されるなど国を上げての福祉施策が推進されています。

このような中で本会は、須崎市に住む誰もが安心してその人らしく暮らしていけるよう、行政や関係機関・地域と連携し地域福祉を最重点事業として推進していくとともに、介護保険事業・障害者自立支援事業などの各事業を包括的に捉え、社会福祉法人の特性を生かした事業を推進していきます。

特に、今年度は個別支援に重点を置き、あらゆる福祉課題を抱える一人一人をしっかりと受け止め、支援につなげていくための相談業務の充実を図るために「無料弁護士相談」や「生活支援・総合相談センター」「地域包括支援センター」の相談機能体制の整備や、「あったかふれあいセンター事業（まちなかサロン事業）」を始めとした地域での見守り活動のネットワークづくりなど、社協らしい事業にも積極的に取り組んでいくこととします。

そして、本会が住民のために地域福祉を推進し住民に信頼され持続可能な組織であるためには、法人運営の適正化と組織の機能強化、人材育成は必要不可欠であります。そのため各事業の執行にあたっては、常にコスト意識を持つとともに事業のあり方など調査研究し、時代のニーズにあった事業を展開していきます

《活動方針 5 項目》

1. 住民のあらゆる生活課題へ対応できる総合的相談・支援体制の強化
2. 利用者の立場に立った福祉サービスの提供と積極的展開
3. つながりの再構築による地域の中で誰も孤立しない見守り体制の実現
4. 住民の力をボランティア活動へつなぐ体制づくり
5. 社会福祉協議会組織の充実強化と専門的研修の充実

《平成27年度重点事業》

①地区社会福祉協議会（地区社協）活動支援

- 地域福祉推進基礎組織である、地区社協を市内公民館単位8か所に設置をめざす。
- 地域住民、関係者団体、自主防災組織などの方々が定期的に話し合う場所づくり。
- 当面、事務局を須崎市社協職員が担当し、その活動や組織運営について支援する。
- 地区社協を基盤とした小地域見守りネットワークの構築

②小地域での地域福祉活動計画（アクションプラン）策定の推進

- 日常生活圏内（地区社協）を単位とする小地域で、地域の実情に応じた地域福祉活動計画（アクションプラン）の策定推進。
- 小地域アクションプランを反映し、須崎市地域福祉活動計画を策定。2カ年（平成28年3月）での策定を目指す。

③様々な生活支援に関する総合相談センターの開設

- 生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、無料弁護士法律相談などの相談実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組み強化。
（生活支援・総合相談センター「ほっと」）

④あったかふれあいセンター（まちなかサロン）事業

- 地域住民の集いの場としての機能に、相談・つなぎ・訪問・生活支援機能を加え、地域の福祉拠点として地域コミュニティ活動を支援。

⑤災害にまけない体制づくりと見守り活動

- 自主防災組織と連携した災害時要援護者台帳の整備及び管理。
- 要援護者台帳を活用した社会的弱者に対する日常的な見守り活動の推進。
- 災害ボランティアセンター設置マニュアルの見直しと効果的・実践的な活動ができる体制づくり。

⑥社協役職員、地域福祉委員、地区社協での専門的研修会の実施

- 県社協等他機関の研修はもとより、当協議会自主事業としての専門的研修会・勉強会の開催。

《 主要実施計画 》

1. 住民のあらゆる生活課題へ対応できる総合的相談・支援体制の強化

(1) 須崎市生活支援・総合相談センター「ほっと」の充実運営

- ①多様な生活課題に対応できるワンストップ型専門相談の総合相談窓口として開設。
- ②相談支援員の配置。
各種相談事業（生活福祉資金貸付事業・日常生活自立支援事業・自立相談支援事業・障がい者相談支援事業・地域包括支援センター）担当者と一体的な相談チームとして対応する。
- ③支援調整会議による適正な運営と支援計画の充実。
- ④各公民館等での巡回型相談を実施し、来所者の交通負担軽減を図る。

(2) 支援体制の充実

- ①行政、医療機関、法務局、法テラス等との支援ネットワークの確立。
- ②各種専門職との支援協力体制の整備。
（各部所を横断するケース検討会の開催の定期化）

(3) 弁護士による無料法律相談の実施

- ①毎月第3木曜日に法テラス・ひまわり法律事務所の弁護士による専門的法律相談。

(4) 生活福祉資金貸付事業

- ①生活福祉資金・総合支援資金の貸付の推進。
- ②長期滞納者、償還困難者に対する督促及び償還指導。

(5) 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

生活保護に至る前の段階の生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。）に対して早期の自立支援を行い、生活困窮状態からの脱却を目指す。

①自立相談支援事業の実施。

就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等。

②住宅確保給付金との連携（福祉事務所）

離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住宅確保支給金（有期）」を支給。

③就労準備支援事業・家計相談支援事業との連携（高知県社協事業）

高知県社協の事業である、「就労準備支援事業（就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施）」及び家計に関する相談、「家計相談支援事業（家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を実施）」と連携し、相談者の生活自立の促進を図る。

2. 利用者の立場に立った福祉サービスの提供と積極的展開

(1) 在宅福祉サービスの推進

- ①地域の福祉拠点「あったかふれあいセンター（まちなかサロン）」事業。
- ②地域介護予防支援事業の実施。
通所型介護予防事業。（ゆうゆう大学）
- ③障害者地域生活支え合い事業の実施。
- ④障害者社会参加促進事業。
ア、障害者生活訓練事業（パソコン教室）
イ、障害者スポーツ・レクリエーション開催事業（ボウリング大会）
- ⑤障害者相談支援事業所の開設。
- ⑥一人暮らし高齢者へのふれあい給食サービスの実施。
- ⑦小地域高齢者ふれあいの集い（ミニデイサービス）の支援。
- ⑧福祉用具等の貸出事業。（車椅子、体験セット等）
- ⑨健康づくり教室支援。

(2) 在宅福祉サービスの積極的展開

- ①利用者やその世帯の生活課題を十分に把握し、ニーズに即したサービス提供を適切かつ柔軟に行うとともに、社協内外のサービスや活動との協働を図る。
- ②多様な生活課題に対応する新たな生活支援サービスや福祉活動の開発・実施。

(3) 指定訪問介護事業所及び指定介護予防事業所の適正運営

- ①指定訪問介護事業の運営体制の確立。
ア、介護保険事業
イ、障害者自立支援事業及び訪問介護事業
ウ、軽度生活援助事業（市受託事業）
エ、移動支援事業（市受託事業）
- ②訪問介護員資質向上研修の実施
各種研修会への積極的参加。

(4) 地域包括支援センター事業受託経営（市受託事業）

- ①介護予防事業。
ア、介護予防・給付に関するケアマネジメント業務
イ、介護予防普及啓発活動
- ②総合相談及び支援事業。
ア、地域見守りネットワーク構築業務
イ、総合相談業務

③権利擁護事業。

- ア、権利擁護事業の推進支援
- イ、高齢者虐待問題や消費者被害への対応

④包括的・継続的ケアマネジメント事業。

- ア、日常的個別相談、指導、助言
- イ、支援困難事例への指導、助言
- ウ、地域リハビリテーション連絡票の活用促進

⑤介護支援専門員とのネットワーク構築。

- ア、居宅介護支援事業所連絡会
- イ、地域ケア会議

⑥その他。

各種ケース検討会、研修会へ積極的に参加し職員の質の向上を図る。

(5) 日常生活自立支援事業の推進（高知県社協受託事業）

地域の中で生活する判断能力が不十分な方の、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を通じた相談援助活動。

<p>3. つながりの再構築による地域の中で誰も孤立しない見守り体制の実現</p>
--

(1) 地区社協活動の推進と小地域福祉活動計画（アクションプラン）の策定

①地区社会福祉協議会（地区社協）の整備と活動支援。

- ア、小地域ごとの住民、ボランティア、福祉関係団体等の定期的な話し合いの場づくり。
- イ、地域福祉活動の住民への理解や関心を広げ、地域の福祉人材の育成。
- ウ、地域住民の福祉活動やボランティア活動など身近な相談窓口の拠点機能づくり。
- エ、小地域見守りネットワークの確立
 - ・地域の生活課題の早期発見と誰も孤立させない見守り体制の構築。
 - ・災害時要援護者台帳を活用した見守り活動。
- オ、地域の特色を生かした小地域でのアクションプランの策定。

②須崎市地域福祉活動計画の策定。

- ア、小地域でのアクションプランを土台とした須崎市地域福祉活動計画の策定。
- イ、第二次須崎市地域福祉計画と連携のとれた計画を目指す。

③地域福祉委員制度の充実と活動の推進。

地域福祉委員の増員強化とその活動を支援

(2) 共同募金・歳末たすけあい運動への協力と活性化

- ①計画募金としての性格から、地域住民の合意に基づいた募金活動の展開。
- ②地域住民やボランティア団体等の活動財源として募金運動の活性化。

(3) 福祉関係諸団体との連絡調整 - 5 -

- ①各福祉団体の事務局担当と連携
 - ア、須崎市民生委員児童委員協議会
 - イ、須崎市老人クラブ連合会
 - ウ、須崎市身体障害者連合会
 - エ、須崎市ボランティア連絡協議会「のぎくの会」
 - オ、各地区社会福祉協議会
- ②社会福祉施設及び他関係諸団体との連携強化

4. 住民の力をボランティア活動へつなぐ体制づくり

(1) ボランティア育成事業の推進

- ①須崎市ボランティアセンターの設置。
- ②災害ボランティアセンター設置・運営体制づくり（マニュアルの見直し）。
- ③ボランティアコーディネーション機能の強化。
- ④ボランティア活動や福祉活動に関心のある方々を、地域福祉の担い手へ育成支援。
(養成講座の開催等)
- ⑤NPO団体等の育成と支援。
- ⑥各ボランティア団体との連携、支援。

(2) 福祉教育の充実

- ①小中学校福祉活動推進校の指定（全13校指定）。
- ②上分小学校とキャリア教育支援事業の実施（高知県社協受託事業）
- ③小中学校児童生徒を対象に、福祉体験学習の支援、協力。
- ④広域的な福祉学習事業の実施（広域事業）。
- ⑤市民を対象としたわかりやすい福祉的研修会や講座の開催。

(3) 福祉人材の育成

- ①須崎ふくし就職フェアの開催。
- ②ホームヘルパーや介護福祉士、ケアマネージャーなど各種資格習得の情報発信や紹介。

5. 社会福祉協議会組織の充実強化と専門的研修の充実

(1) 事務局体制の充実・強化

- ①職員の専門的研修会・勉強会の定期的な実施。
- ②全職員が生活支援・総合相談センターの相談員としての意識付。

③職員内での部会を設置し、各事業のスムーズな実施と職員間・部署間の情報共有を図る。

(広報部会・研修部会等)

④職員が社協職員としての自覚を持ち、自己研鑽を重ねながら専門性を高め、職員同士が互いの役割を認識しあえる環境をつくり、チャレンジ精神を持った事業の遂行に努める。

－ 6 －

(2) 理事会・評議員会機能の充実

①役員・評議員を対象とした専門的研修会・勉強会の実施。

②理事・評議員の定数の適正化を図る。

③定期的な正副会長会の実施。

(3) 広報啓発活動の充実

①広報誌「社協だより」の発行（年4回）。

②ホームページを開設し、市民にとってよりアクセスしやすい環境を整備。

③社会福祉大会を開催し、社協活動・地域福祉活動の市民への周知を図る。